

雇用保険の人材開発支援助成金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 1068万円

1 保険給付の概要

人材開発支援助成金(平成29年3月以前に訓練実施計画届の提出があった場合はキャリア形成促進助成金)は、雇用保険で行う事業である能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、職業訓練又は教育訓練を実施するなど職業能力開発に係る支援を実施した事業主に対して、国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、特別育成訓練コース、キャリア形成支援制度導入コース等がある。

助成金の対象となる取組のうち、特別育成訓練コースに係る助成金の支給を受けようとする事業主は、実施する職業訓練の内容等が記載された訓練計画届を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」)に提出して受給資格の認定を受けるとともに、訓練開始日から起算して1か月前までに、訓練計画届、訓練対象者の雇用契約書、職業訓練の実施内容等を確認するための書類等を労働局に提出して、その内容の確認を受けることとなっている。

そして、特別育成訓練コースの支給要件は、事業主が、①受給資格認定に係る訓練計画に基づき職業訓練を実施すること、②職業訓練に要した経費を全て負担していること、③職業訓練に要した経費の負担の状況を明らかにする書類を整備していることなどとなっている。

2 検査の結果

4労働局管内において令和元、3両年度に助成金の支給を受けた5事業主は、特別育成訓練コースにおいて、訓練計画に基づく職業訓練を実施していないのに実施したと偽ったり、職業訓練に要した経費を支払っていないのに支払ったと偽ったりするなどして助成金の支給を申請していた。このため、これらの5事業主に対する助成金の支給額計1068万円全額が支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

<事例>

兵庫労働局は、事業主Aから、平成30年8月に、特別育成訓練コースに係る訓練計画届の提出を受けて、助成金の受給資格を認定していた。そして、事業主Aから、同年9月から31年2月までの間に受講者3人に対して受給資格認定に係る訓練計画に基づく職業訓練を実施したとして、同年4月に支給申請書及び職業訓練に要した経費に係る領収書等の添付書類の提出を受けて、これらの書類に基づき、令和3年4月に特別育成訓練コースに係る助成金計267万円の支給決定を行い、この支給決定に基づき、厚生労働本省は同月に同額を事業主Aに支給した。

しかし、事業主Aは、職業訓練に要した経費を訓練実施機関に支払った事実がないにもかかわらず、訓練実施機関が職業訓練に要した経費を事業主Aから受領したとする虚偽の領収書を支給申請書に添付するなどして同労働局に提出していたことから、特別育成訓練コースに係る助成金267万円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金
			円	円
北海道	1	1	95万	95万
愛知	13	1	64万	64万
兵庫	13	1	267万	267万
福岡	3	2	641万	641万
計	30	5	1068万	1068万